

スモークマシン使用時における申請代行サービス

舞台演出でスモークマシンを使用する際、使用するスモーク液が危険物（油性）に該当する場合、必要な申請手続きを代行します。

申請に必要なもの

① 禁止行為の解除承認申請書

- ・当該防火対象物の関係者が必要事項を記入し、申請書を作成する。

② 必要書類

- ・図面等（スモークマシンの配置が分かるもの）
- ・催し物のチラシ等（タイムスケジュール他）

③ スモークマシン仕様書など

※水溶性のスモークマシンを使用する場合も、会館に申告してください。